

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本業務は、県庁1階「GALLERY G I F U」の展示運営に係る委託業務であり、令和8年3月27日に一般競争入札を施行したものの不落となった。</p> <p>4月22日から開始する次回展示に向けた展示パネル作成や展示方法の検討等の各種準備作業が必要であり、これらの作業に即時着手しなければ展示日程に間に合わない。</p> <p>以上の理由により見積合せをしていたのでは、契約の目的を達することができない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>株式会社フレンドシップは、先に実施した一般競争入札に唯一応札しており、また、過去3年間にわたり「GALLERY G I F U」の展示運營業務委託の受託実績があることから選定した。</p>